

神戸市危険ブロック塀等撤去助成事業 補助金交付要綱

平成 30 年 9 月 27 日 住宅都市局長制定

(最終改正 令和 6 年 4 月 1 日)

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市危険ブロック塀等撤去助成事業に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 危険ブロック塀等 コンクリートブロック塀又は組積造の塀等（以下「ブロック塀等」という。）のうち、原則として①から④までに該当するものをいう。

① 神戸市内に設置されているもの

② 不特定多数の者の往来がある道又は公園等（以下「道等」という。）に面しているもの

③ 高さ 80cm 以上のもの

④ 別表の基準に適合しない項目があるもの

(2) 神戸市危険ブロック塀等撤去助成事業 危険ブロック塀等の撤去に要する経費の一部を補助することで、地震時の危険ブロック塀等の倒壊等による被害の防止や避難路の確保を図る事業をいう。

(補助の要件)

第 3 条 補助金の交付は、同一の敷地内において一度限りとする。

2 国又は地方公共団体から同種の補助金等の交付を受けてはならない。

3 第 8 条第 1 項による交付決定の通知を受けた日以降に、補助事業に係る契約を締結しなければならない。

4 危険ブロック塀等は、原則としてすべて撤去しなければならない。

5 危険ブロック塀等の撤去により、新たな危険が生じることがないようにしなければならない。

6 危険ブロック塀等の撤去後、塀やフェンス等を新たに設置する場合は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をはじめとする各種法令を遵守しなければならない。

7 国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体に関連する法人（以下「地方公共団体等」）が所有する危険ブロック塀等でないこと。また、地方公共団体等は、補助事業者となることができない。

(対象者)

第 4 条 補助事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当す

るものとする。

- (1) 危険ブロック塀等の所有者（所有者が複数いる場合はその代表者。ただし、補助事業の実施について、原則として他の所有者全員の同意を得た者に限る。）
- (2) 危険ブロック塀等の管理者（所有者の同意を得た者に限る。）

（対象経費）

第5条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が当該年度内に実施する危険ブロック塀等の撤去に要する経費（補助事業者が法人又は消費税課税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。ただし、補助対象経費は、危険ブロック塀等の長さ（メートル単位とし、小数点以下第2位は切り捨てるものとする。）に15,000円を乗じて得た額を上限とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、30万円を上限とする。（1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。）

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者が、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、当該補助事業を実施しようとする年度の2月末日（当該日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 補助金交付申請書【様式第1号】
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図（敷地及び道等に面しているブロック塀等の位置関係を示すもの）
- (4) 現況写真
- (5) 道等に面しているブロック塀等の高さ及び長さを示すもの
- (6) 安全性のチェックリスト【様式第2号】
- (7) 見積書の写し
- (8) 誓約書【様式第3号】
- (9) 本人確認書類の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、補助金規則第5条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算の定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金規則第6条に基づき補助金の交付の決定をし、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書【様式第4号】

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書【様式第5号】

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書【様式第6号】を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書【様式第7号】を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書【様式第8号】又は補助事業中止（廃止）承認通知書【様式第9号】により、補助事業者に通ずるものとする。

(軽微な変更届)

第10条 補助事業者は、市長等の定める軽微な変更を行おうとするときは、軽微な変更届【参考様式】を市長に届け出ることができる。

(実績報告書の提出)

第11条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該事業の交付決定日の属する市の会計年度の3月15日（当該日が閉庁日の場合は、翌開庁日）のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(1) 補助事業実績報告書【様式第10号】又は補助事業実績報告書兼請求書【様式第11号】

(2) 契約書等の写し

(3) 領収書等の写し

(4) 工事が完了（危険ブロック塀等を撤去）したことがわかる写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行う。

(補助金の請求)

第13条 補助事業実績報告書【様式第10号】で実績報告を行った補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書【様式第12号】を実績報告書提出後速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項又は補助事業実績報告書兼請求書【様式第 11 号】による請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書【様式第 13 号】により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

安全性のチェックリスト

1. コンクリートブロック塀

点検項目	点検内容
① 高さ	塀の高さは2.2m以下か。
② 厚さ	(塀の高さが2m超の場合)塀の厚さは15cm以上か。
	(塀の高さが2m以下の場合)塀の厚さは10cm以上か。
③ 控え壁	(塀の高さが1.2m超の場合)塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
④ 基礎	コンクリートの基礎があるか。
⑤ 健全性	塀に傾き、ひび割れはないか。
⑥ 鉄筋の有無	塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
	(塀の高さが1.2m超の場合)基礎の根入れ深さは30cm以上か。

2. 組積造（れんが造、石造等）の塀

点検項目	点検内容
① 高さ	塀の高さは1.2m以下か。
② 厚さ	壁頂までの距離の1/10以上あるか。
③ 控え壁	塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
④ 基礎	コンクリートの基礎があるか。
⑤ 健全性	塀に傾き、ひび割れはないか。

3. その他の塀（万年塀、土塀等）

点検項目	点検内容
① 健全性	塀に傾き、ひび割れはないか。

※上記以外で危険と判断される根拠がある場合は、自由記述にて説明すること。